

**資料 7**

(厚生労働省提出資料)

# 研究成果の活用に向けた 取組みについて

**厚生労働省**

平成19年2月6日

# 知的財産の創出

## 厚生労働省の試験研究機関等

### 国立試験研究機関

- ・国立医薬品食品衛生研究所
- ・国立感染症研究所
- ・国立保健医療科学院

### 国立高度専門医療センター

- ・国立国際医療センター
- ・国立精神・神経センター
- ・国立循環器病センター
- ・国立がんセンター
- ・国立成育医療センター
- ・国立長寿医療センター

### 国立身体障害者リハビリテーションセンター

### 独立行政法人

- ・国立健康・栄養研究所
- ・国立病院機構
- ・医薬基盤研究所
- ・労働安全衛生総合研究所

# (独) 医薬基盤研究所の概要

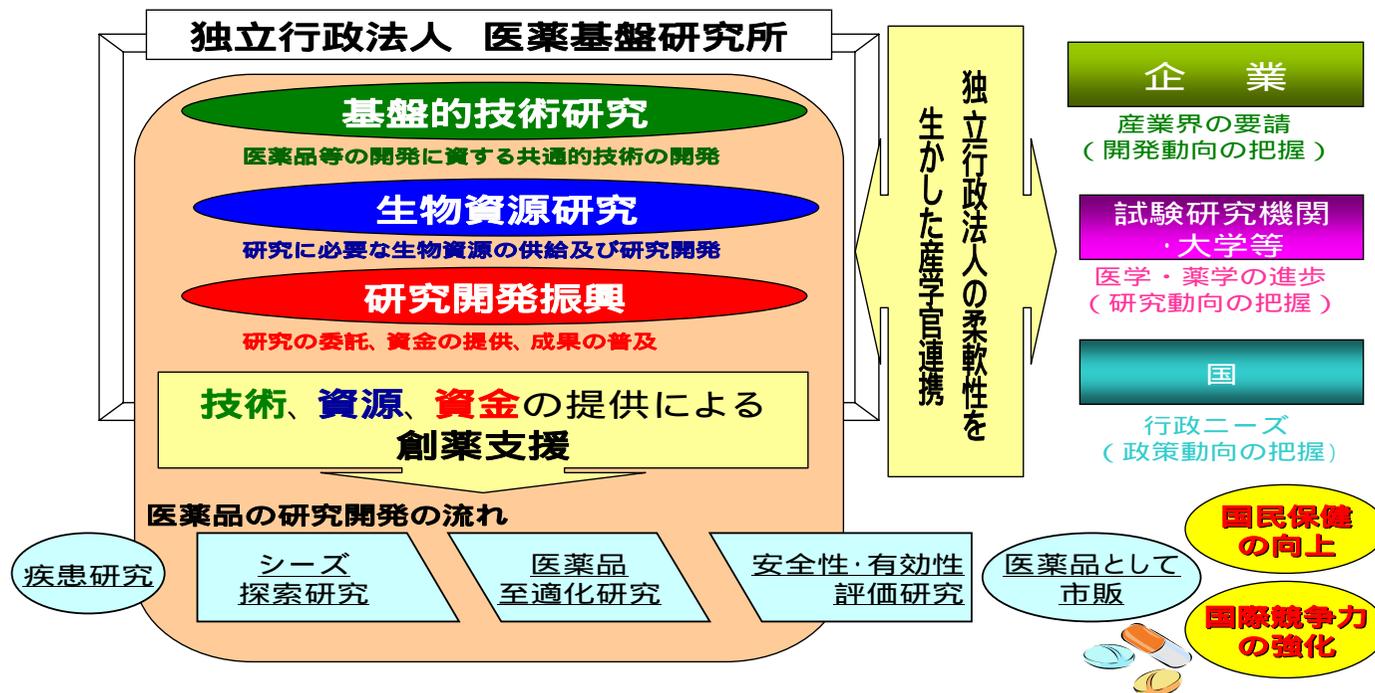
名称：独立行政法人 医薬基盤研究所

英語名：National Institute of Biomedical Innovation

理事長：山西 弘一

## 医薬基盤研究所とは

- (1) 職員定員数95名
- (2) 平成19年度予算案約128億円(外部への研究助成金102億円含む。)
- (3) 医薬品等の開発に関する基盤技術の推進拠点として平成17年4月設立
- (4) 創薬支援に関わる部門を規制部門から分離し、一元化
- (5) BT戦略大綱に基づき、生物資源部門を集約・統合化



## 知的財産関係制度の整備

厚生労働省試験研究機関等に対する以下の関係規定を整備し、平成15年3月31日付けで通知

### 知的財産の創出・活用の促進

#### 職務発明規定

・職務において発明した特許権等の機関帰属等。

#### 補償金規定

・補償金制度を制定し、研究者へのインセンティブの付与を図る。

#### 技術移転事業認定要綱

・TLOの認定要件、手続き等。

# 知的財産関係制度の整備

## 産学官連携の促進

### 委託研究規定

- ・産業活力再生特別措置法に基づく日本版ハイドール条項を導入。

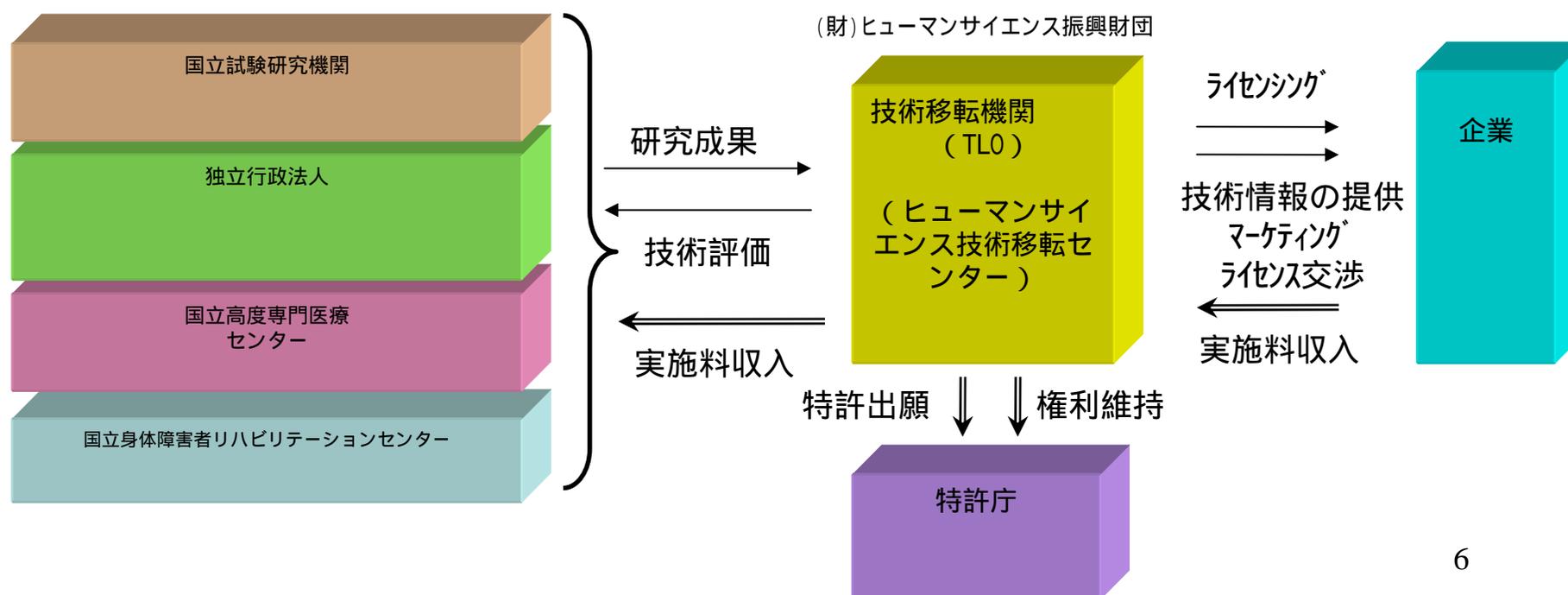
### 共同研究規定、受託研究規定

- ・共同研究及び受託研究時の特許権等の取り扱い等。
- ・契約書のひな形を例示

## TLO（技術移転機関）の整備について

厚生労働省の国立試験研究機関等で生み出された研究成果の民間企業等への技術移転を促進するため、平成15年3月31日付けでTLOの認定要綱を制定。

平成15年5月1日に(財)ヒューマンサイエンス振興財団を厚生労働省のTLOとして認定。



## 厚生労働省の認定 T L O について

### ・財団法人ヒューマンサイエンス振興財団

#### 財団概要

・住所 : 東京都中央区日本橋小伝馬町13 - 4

・設立年月日 : 昭和61年4月1日

#### 技術移転事業部門の名称

ヒューマンサイエンス技術移転センター

#### 技術移転事業の開始時期

平成15年6月

#### これまでの実績

特許出願件数	平成15年度	20件	(実施許諾件数0件)
	平成16年度	72件	(0件)
	平成17年度	62件	(3件)
	平成18年度	42件	(2件)

(平成18年12月末日現在)

## 厚生労働省研究機関等の知的財産の技術移転の事例

国立がんセンターの以下の発明について、民間企業と特許権の実施権許諾契約が締結された(平成18年11月)。

**発明の概要：「膵臓癌診断用マーカートンパク質」**

膵臓癌マーカートンパク質及び膵臓癌の検出の方法の提供。分子量が $17,272 \pm 9$ および/または $17,253 \pm 9$  (m/z)である血中タンパク質であって、健常者の発現レベルと比較して、膵臓癌患者の発現レベルが低いことを特徴とする、膵臓癌マーカートンパク質が開示されている。さらに、これらの膵臓癌マーカートンパク質を指標とした、膵臓癌の検出方法が開示されている。

**発明の有用性：**膵臓がんの検出を的確かつ簡易に行うことができる。